
平成28年第2回大和町議会臨時会会議録

平成28年4月6日（水曜日）

応招議員（18名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	13番	堀籠英雄君
5番	槻田雅之君	14番	高平聡雄君
6番	門間浩宇君	15番	堀籠日出子君
7番	渡辺良雄君	16番	大須賀 啓君
8番	千坂裕春君	17番	中川久男君
9番	浅野俊彦君	18番	馬場久雄君

出席議員（18名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	13番	堀籠英雄君
5番	槻田雅之君	14番	高平聡雄君
6番	門間浩宇君	15番	堀籠日出子君
7番	渡辺良雄君	16番	大須賀 啓君
8番	千坂裕春君	17番	中川久男君
9番	浅野俊彦君	18番	馬場久雄君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	保健福祉課長	千 葉 喜 一 君
副 町 長	遠 藤 幸 則 君	産業振興課長	後 藤 良 春 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	都市建設課長	佐々木 哲 郎 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	上下水道課長 補 佐	亀 谷 裕 君
総 務 課 長	櫻 井 和 彦 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	千 坂 俊 範 君
まちづくり 政 策 課 長	小 川 晃 君	教育総務課長	佐 藤 三和子 君
財 政 課 長	高 崎 一 郎 君	生涯学習課長	村 田 良 昭 君
税 務 課 長	三 浦 伸 博 君	総 務 課 危 機 対 策 室 長	文 屋 隆 義 君
町民生活課長	長 谷 勝 君	税 務 課 徴 収 対 策 室 長	浅 野 義 則 君
子 育 て 支 援 課 長	内 海 義 春 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	熊 谷 実 君

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 喜 高	議事庶務係長	野 田 美 沙 子
次 長	櫻 井 修 一	主 任	本 木 祐 二

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前9時58分 開会前

事務局長（浅野喜高君）

皆様、おはようございます。

議会事務局長の浅野でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会でございます。

議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

ここで、年長の議員を紹介いたします。堀籠英雄議員でございます。

よろしく願います。

それでは、堀籠英雄議員、議長席にご登壇願います。

臨時議長（堀籠英雄君）

ただいまご紹介をいただきました堀籠英雄でございます。

地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。

どうぞよろしく願いいたします。

ここで、先例によって、このたび選挙において議席を得られました議員の皆様に住所、氏名程度の簡単な自己紹介をお願いをしたいと思います。

自己紹介は自席で結構でございます。どうぞよろしく願いいたします。それでは、仮議席の1番の方から順番にお願いしたいと思います。

仮議席1番（千坂博行君）

鶴巣大平下地区の千坂博行です。よろしく願います。

仮議席2番（今野信一君）

おはようございます。吉岡出身の今野信一と申します。よろしく願います。

仮議席3番（犬飼克子君）

おはようございます。吉田高田地区の犬飼克子と申します。よろしく願います。

仮議席 4 番 （馬場良勝君）

おはようございます。鶴巢北目の馬場良勝と申します。よろしくお
願いいたします。

仮議席 5 番 （槻田雅之君）

もみじヶ丘 3 丁目の槻田雅之です。これから 4 年間よろしくお願いま
します。

仮議席 6 番 （門間浩宇君）

おはようございます。鶴巢小鶴沢の門間でございます。前回と同じ 6
番をおり当ててました。でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げ
ます。

仮議席 7 番 （渡辺良雄君）

もみじヶ丘選出の渡辺良雄でございます。よろしくお願ひをいたしま
す。

仮議席 8 番 （千坂裕春君）

おはようございます。落合桜和田上地区の千坂裕春でございます。よ
ろしくお願ひします。

仮議席 9 番 （浅野俊彦君）

皆さんおはようございます。宮床山田地区の浅野俊彦でございます。
どうぞよろしくお願ひいたします。

仮議席 10 番 （今野善行君）

小野の前川原の今野善行でございます。よろしくお願ひします。

仮議席 11 番 （藤巻博史君）

おはようございます。吉岡南の藤巻博史でございます。よろしくお願
ひいたします。

仮議席 12 番 （平渡高志君）

おはようございます。鶴巢下草出身の平渡高志といたします。どうぞよろしく申し上げます。

仮議席 13 番 （堀籠英雄君）

私、昭和 23 年生まれ 67 歳で最年長となりました。吉田出身の堀籠です。どうぞよろしく申し上げます。

仮議席 14 番 （高平聡雄君）

落合相川の高平聡雄です。よろしく申し上げます。

仮議席 15 番 （堀籠日出子君）

おはようございます。吉田反町下の堀籠日出子でございます。よろしくお願いいたします。

仮議席 16 番 （馬場久雄君）

おはようございます。吉岡志田町の馬場久雄と申します。よろしく願いいいたします。

仮議席 17 番 （中川久男君）

17 番仮議席でございます。吉岡西原の中川久男でございます。よろしく申し上げます。

仮議席 18 番 （大須賀 啓君）

宮床向原出身の大須賀 啓でございます。4 年間よろしく申し上げます。

臨時議長 （堀籠英雄君）

引き続き、事務局長から議会事務局職員の紹介をお願いします。

事務局長 （浅野喜高君）

それでは、議会事務局職員をご紹介させていただきたいと思います。

初めに、次長の櫻井修一でございます。（「櫻井です。よろしくお願いします」の声あり）隣になりますが、議事庶務係長の野田美沙子でございます。（「野田でございます。よろしくお願いします」の声あり）次に、本日4月6日付で新議長より異動発令予定の逢坂孝徳主任でございます。（「逢坂と申します。よろしくお願いします」の声あり）なお、逢坂につきましては、産業振興課へ本日付で異動予定でございます。次に、逢坂主任の後任として異動予定であります本木祐二主任でございます。（「本木と言います。よろしくお願いします」の声あり）最後になりましたが、私、局長の浅野と申します。

なお、議会事務局職員につきましては、監査委員事務局も兼ねておりますので、よろしくお願いしますと思います。よろしくお願いします。

臨時議長 （堀籠英雄君）

次に、執行部より、町長を初め教育長、各課長等及び監査委員が出席しておりますので、紹介をお願いしたいと思います。

副町長 （遠藤幸則君）

おはようございます。私副町長の遠藤幸則と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

私のほうから執行部側の出席者の紹介をさせていただきます。

まず、大和町長浅野 元でございます。（「浅野 元でございます。どうぞよろしくお願いいたします」の声あり）

向かって右側になりますが、教育長の上野忠弘であります。（「上野忠弘です。よろしくお願いします」の声あり）

戻っていただいて左側でございます。代表監査委員の櫻井貴子でございます。（「櫻井貴子でございます。よろしくお願いいたします」の声あり）

会計管理者兼会計課長千坂俊範であります。（「千坂俊範でございます。よろしくお願いいたします」の声あり）

2列目になります。総務課長櫻井和彦でございます。（「櫻井和彦でございます。よろしくお願いいたします」の声あり）

まちづくり政策課長小川 晃でございます。（「小川 晃と申します。よろしくお
願いします」の声あり）

財政課長高崎一郎でございます。（「高崎一郎であります。よろしくお願いいたしま
す」の声あり）

税務課長三浦伸博でございます。（「三浦伸博でございます。よろしくお願いをい
たします」の声あり）

3列目になります。総務課危機対策室長文屋隆義でございます。（「文屋隆義です。
どうぞよろしくお願いいたします」の声あり）

税務課徴収対策室長浅野義則でございます。（「浅野義則です。よろしくお願いま
す」の声あり）

向かって右側の列に席になります。教育総務課長佐藤三和子でございます。（「佐
藤三和子でございます。よろしくお願いいたします」の声あり）

保健福祉課長千葉喜一でございます。（「千葉喜一でございます。どうぞよろしく
お願ひします」の声あり）

子育て支援課長内海義春でございます。（「内海義春です。よろしくお願ひしま
す」の声あり）

2列目になります。生涯学習課長村田良昭であります。（「村田良昭です。よろしく
お願ひします」の声あり）

産業振興課長後藤良春であります。（「後藤良春です。どうぞよろしくお願ひいた
します」の声あり）

都市建設課長佐々木哲郎であります。（「佐々木哲郎です。よろしくお願ひいたし
ます」の声あり）

町民生活課長長谷 勝でございます。（「長谷 勝でございます。よろしくお願ひ
いたします」の声あり）

3列目になります。農業委員会事務局長熊谷 実でございます。（「熊谷 実で
す。よろしくお願ひいたします」の声あり）

上下水道課長蜂谷俊一であります。本日身内の不幸のため欠席させていただいて
おります。かわりに課長補佐の亀谷 裕が出席しております。（「亀谷 裕でござい
ます。よろしくお願ひします」の声あり）

以上で、執行部側の出席職員の紹介を終わります。ありがとうございました。

臨時議長 （堀籠英雄君）

これで紹介を終わります。

午前10時08分 開 会

臨時議長 （堀籠英雄君）

ただいまから平成28年第2回大和町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

「招集挨拶」

臨時議長 （堀籠英雄君）

町長から招集のご挨拶があります。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

みなさんおはようございます。

第2回大和町議会臨時議会開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

本日ここに平成28年第2回大和町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご多用中にもかかわらず御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

初めに、議員の皆様方には去る3月27日に執行されました大和町議会議員選挙におきまして、町民の期待を担ってめでたくご当選をされたことに、心からお喜びとお祝いを申し上げるものでございます。本当におめでとうございました。皆様方の今後のご活躍をご祈念申し上げますとともに、私どもも町議会議員の皆様とともに、住民福祉のより一層の向上を目指し、努力してまいりますのでよろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

さて、昨年は9月11日に発生いたしました関東・東北豪雨災害により昭和61年の8.5豪雨災害さえも上回る甚大な被害を受けたところであり、被災されました皆様には心からお見舞いを申し上げます。

幸いにして、人的な被害こそなかったものの、暮らしの基盤、そして基幹産業であります農作物や町道、上下水道、学校等各種公共施設、農

業用施設等に甚大な被害を受けましたが、町民皆様のご理解、ご協力のもと国等の制度を活用しながら、復旧を進めており、ことしの水田の作付等には影響のないように配慮してまいりますので、一層のご協力とご支援をお願い申し上げます。

こうした非常に厳しい年ではありましたが、10月に実施されました国勢調査におきまして、人口の伸び率が全国第3位になったことが示しますように、人口は着実な伸びを見せておるところであり、町内の各企業におかれましても、景気が上向き基調で推移していることから、町税収入におきましても税収の堅調な伸びが見込まれる状況でございます。

今後も新たな企業の誘致を進めるとともに、こうした企業進出によります豊かさを実感ができる、そしてバランスのとれたまちづくりに向けた事業の展開を進めていく考えでございます。

次に、指定廃棄物の最終処分場建設問題につきましては、新聞等の報道にあるとおりであります。去る3月19日に市町村長会議が開催され、井上環境副大臣は、県内1カ所に最終処分場を整備する方針を変えないことを強調いたしました。村井知事は建設候補地の返上も含め、再検討をすることとされました。このことは候補地とされました本町と栗原市、加美町の3市町が求めてきた候補地返上を受けとめてもらったものと理解しているところであります。

また、環境省が行った放射能濃度の再測定では、基準値を下回った廃棄物は、一般廃棄物となり、市町村が所有責任を負うことについては国がしっかりと責任を持って処理するよう要望したところでございます。その後、3月22日に丸川環境大臣は、村井知事からの申し入れを受けて、候補地の栗原市、加美町、大和町での現地調査を当面見送る考えから、宮城県としての方向性が固まるまで調査に入らない方針を示しました。同日の会見で、村井知事は処分場建設は国の事業であり、国が白紙撤回と言わない以上はそうならない。今は3人の首長の意向を私が一旦受けとめた状態だと述べ、改めて方向性を議論するとしました。3市町の首長が白紙撤回と受けとめたものとは、残念ながら認識の隔たりを禁じ得ないものであります。また、村井知事は国の基準以下となり、一般廃棄物として扱えるようになった廃棄物の処分を優先することも明言され、県としての処分方針をまとめた上で、4月下旬から5月上旬にかけ

て開催する次の市町村長会議で説明するとされました。

本町といたしましては、最終処分場建設には断固反対であり、大和町指定廃棄物最終処分場建設に断固反対する会を初め、関係各団体と連携をとりながら、候補地は既に白紙撤回になったものとの立場で、一貫して建設に対しては絶対反対の決意で臨むとともに、放射能濃度が国の基準値以下となって一般廃棄物として扱えるようになった廃棄物につきましても、国の責任で確実に処理することを強く訴えてまいります。

今後もこれまで同様に国の動向を注視するとともに、情報収集に努めて対処してまいりますので、議員皆様方のご協力をお願いいたしますのでございます。

次に、本町の平成 27 年度の事業についてであります。災害復旧関連事業を中心に一部繰越措置をいたしておりますが、それ以外につきましては順調な進捗となっているところでございます。

また、平成 28 年度の行財政全般につきましては、3 月定例議会におきましてご説明申し上げ、議決をいただいたところであります。財政につきましては歳入面の町税におきましては、転入者の増加や、進出企業の創業、景気の持ち直しの見通しから、個人町民税や法人町民税を中心に約 4 億 1,100 万円の増加計上としておりますが、地方交付税は基準財政収入額の増加により、普通交付税で約 1 億 5,900 万円の減額を見込んでおるところであります。歳出面では、仮称南部コミュニティセンターの整備、企業立地奨励金や宮床中学校南校舎大規模改修事業の実施のほか、安心子育て医療費助成事業、第 3 子以降育児応援事業、そして高等学校等通学応援事業などの新規事業を含んだ大和町第 4 次総合計画と大和町まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけられた各種の事務事業の実施により、活力と笑顔に満ちた町を目指しての行政運営に取り組んでまいりたい決意でございます。

それでは、本日提出しております議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

承認第 2 号から承認第 11 号までは、専決処分を行ったことに対します承認を求めるものでございます。

まず、承認第 2 号から第 4 号は、3 月定例議会時の全員協議会でご説明いたしました国の税制改正法案が可決成立したことにより、大和町税

条例等、大和町都市計画条例、大和町国民健康保険条例をそれぞれ改正したものでございます。

承認第 5 号から第 7 号につきましては、大和町固定資産評価審査委員会条例、大和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、大和町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、それぞれの一部を改正したものでございます。

承認第 8 号から第 11 号までは、平成 27 年度の各種会計補正予算についてでございます。

まず、承認第 8 号につきましては、関東・東北豪雨災害によります農林施設災害復旧費の工事請負費の調整と小災害復旧事業費補助金に係ります対象事業の確定によります追加措置を行い、さらに繰越明許費の補正といたしまして、吉岡商店街空き店舗改装事業と映画「殿、利息でござる」PR 事業を追加するものであります。補正額は、歳入歳出とも 2,505 万 3,000 円であります。

次に、承認第 9 号につきましては、一般会計につきまして、町民税、地方譲与税、各種交付金、特別交付税及び震災復興特別交付税の額の確定に伴い、臨時財政対策債から特別交付税への再現振り替えやその他の収入確定によります調整を行っております。

歳出につきましては、各種事務事業費の確定によりますまちづくり基金及び学校校舎建設基金への積立を措置いたしましたものであります。

この結果、一般会計の補正額は 1 億 6,890 万円の増額となりまして、歳入歳出の総額を 110 億 6,164 万円としたものであります。

国民健康保険事業勘定特別会計につきましては、療養給付費等の確定の見込みにより、所要の措置を行ったものであり、介護保険事業勘定特別会計につきましても、各種保険サービス給付費等の確定見込みにより、所要の措置を行ったものでございます。

次に、議案第 45 号であります。平成 28 年度一般会計補正予算であります。過年度の補助分の公共土木災害復旧費並びに関東・東北豪雨災害に係ります道路及び河川につきましての国庫補助分の災害復旧費の決定により追加措置を行うものでございます。

次に、議案第 46 号であります。3 月定例議会全員協議会でご説明申し上げました職員の公用車によります交通事故につきまして、示談が調

いましたので、損害賠償の額を定め、和解することにつきまして議決をお願いするものでございます。

以上が今回提出しております議案の概要でございますが、何とぞ慎重にご審議をいただきまして、ご可決を賜りますようお願いを申し上げ、ご挨拶とさせていただきたいというふうに思います。どうぞよろしくお願いいいたします。

日程第1「仮議席の指定」

臨時議長（堀籠英雄君）

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席といたします。

日程第2「議長の選挙」

臨時議長（堀籠英雄君）

日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員数は18名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番千坂博行君及び2番今野信一君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

配付漏れなしと認めます。

立会人に投票箱の点検をお願いいたします。

異状ありませんか。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

1番千坂博行君及び2番今野信一君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

選挙の結果を報告します。

投票総数 18票

うち

有効投票 18票

無効投票 ゼロ票です。

有効投票のうち

馬場久雄君 10票

高平聡雄君 8票です。

以上のおりでございます。

この選挙の法定得票数は5票です。よって、馬場久雄君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

ただいま議長に当選された馬場久雄君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

ここで馬場久雄君から議長当選の挨拶があります。

議長（馬場久雄君）

ただいま皆様のご信任を得まして、議長襲名させていただきました。先ほどの議長の抱負等々控え室のほうで述べさせていただきましたけれども、議長となった以上は

やはり公正に、また党派、会派に偏することなく議員皆様方のご意見を拝聴しながら、よりよい大和町議会リーダーとして引っ張っていきたいなというふうに思っております。まだまだ、議長職きょうから始まるもので未熟者ですが、ぜひ忌憚のないご意見を、活発なるご意見を交わしながら、この町政の発展のために議員各位と協力して進めていきたいと思っておりますので、何とぞ4年間よろしくをお願いをしたいと思います。大変どうもありがとうございました。（拍手）

臨時議長（堀籠英雄君）

これで臨時議長の職務は終わりました。

ご協力大変にありがとうございました。（拍手）

馬場議長、議長席にお着き願います。

〔臨時議長堀籠英雄君退席、議長馬場久雄君議長席に着く〕

議長（馬場久雄君）

それでは、引き続き議事のほうを進めさせていただきます。

これからの議事は、既に配付しております議事日程に従って進めさせていただきます。

日程第3「副議長の選挙」

議長（馬場久雄君）

日程第3、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は18名です。

次に、立会人を指名いたします。

立会人に3番犬飼克子さん、4番馬場良勝君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

念のために申し上げます。

投票は単記無記名で行います。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

配付漏れなしと認めます。

立会人に投票箱の点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

異状ございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

3番犬飼克子さん、4番馬場良勝君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

選挙の結果を報告します。

投票総数 18票

うち

有効投票 18票

無効投票 ゼロ票です。

有効投票のうち

中川久男君 9票

渡辺良雄君 8票

高平聡雄君 1票

以上のおりです。

この選挙の法定得票数は5票です。よって、中川久男君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

ただいま副議長に当選されました中川久男君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

ここで中川久男君から副議長当選の挨拶があります。

副議長（中川久男君）

大変ご苦労さんでございます。まずもっての副議長という大役を仰せ受けまして、明るい大和町のさらなる発展を願ひまして、ダブルひさおで大和町のために頑張りたいと思います。そのような中で、私も7期目の本日の当選をさせていただき、そしてまず執行部とパイプをつなぎながら、町民福祉のために精一杯努力してまいりますし、議長を補佐し、その代務を遂行したいと思います。どうかこの4年間よろしくご指導のほどお願いいたします。以上でございます。（拍手）

議長（馬場久雄君）

ありがとうございました。

ここで暫時休憩します。休憩時間は10分間といたします。

午前10時47分 休憩

午前11時01分 再開

議長（馬場久雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4「議席の指定」

議長（馬場久雄君）

日程第4、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により議長において指定します。

議席は、お手元に配付した議席表のとおり指定いたします。

それぞれの定められた議席にご移動をお願いいたします。

日程第5「会議録署名議員の指名」

議 長 (馬場久雄君)

日程第5、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番千坂博行君、2番今野信一君を指名いたします。

日程第6「会期の決定について」

議 長 (馬場久雄君)

日程第6、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日限りとすることに決定しました。

ここで暫時休憩します。休憩時間は15分間といたします。

午前11時02分 休 憩

午前11時05分 再 開

議 長 (馬場久雄君)

本会議を再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7「常任委員の選任」

議 長 (馬場久雄君)

日程第7、常任委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、総務常任委員に大須賀 啓君、堀籠日出子さん、馬場久雄君、高平聡雄君、渡辺良雄君、今野信一君、以上の6人を、社会文教常任委員に平渡高志君、藤巻博史君、千坂裕春君、浅野

俊彦君、犬飼克子さん、千坂博行君、以上の6人を、産業建設常任委員に中川久男君、堀籠英雄君、今野善行君、門間浩宇君、槻田雅之君、馬場良勝君、以上の6人をそれぞれ指名したいと思います。なお、議会広報常任委員の選任については、初議会にかかわる申し合わせ事項により3常任委員会から2名ずつ選出することになっておりますので、暫時休憩後に行います。

ここで暫時休憩します。

休憩中に各常任委員会を開き、委員長及び副委員長を互選の上、結果を議長へご報告願います。

午前 11時07分 休 憩

午後 1時00分 再 開

議 長 (馬場久雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の日程に入る前に、議会広報常任委員の選任、並びに各常任委員会の委員長及び副委員長が選任されましたのでご報告をいたします。

お諮りします。

議会広報常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により議会広報常任委員に藤巻博史君、槻田雅之君、渡辺良雄君、今野信一君、馬場良勝君、千坂博行君、以上の6人をそれぞれ指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、ただいま指名したとおり、議会広報常任委員に選任することに決定いたしました。

次に、各常任委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、報告いたします。総務常任委員長に大須賀 啓君、同副委員長に高平聡雄君、社会文教常任委員長に千坂裕春君、同副委員長に平渡高志君、産業建設常任委員長に門間浩宇君、副委員長に堀籠英雄君、広報常任委員長に藤巻博史君、同副委員長に槻田雅之君、以上のとおりそれぞれ選任されました。

日程第8 「議長の常任委員の辞任」

議 長 （馬場久雄君）

日程第8、議長の常任委員の辞任については、一身上に関するものであり、除斥の対象に該当しますので、副議長と交代いたします。

〔議長馬場久雄君退場、副議長中川久男君議長席に着く〕

副 議 長 （中川久男君）

引き続き議事を進めます。

日程第8、議長の常任委員の辞任についてを議題といたします。

議長から議会先例によって、常任委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りいたします。

議長の常任委員の辞任を許可することにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

ご異議なしと認めます。よって、議長の常任委員の辞任を許可することに決定いたしました。

議長と交代いたします。

〔副議長中川久男君退席、議長馬場久雄君議長席に着く〕

日程第9「議会運営委員の選任」

議 長 （馬場久雄君）

日程第9、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。

申し合わせにより、委員には総務常任委員長大須賀 啓君、同副委員長高平聡雄君、社会文教常任委員長千坂裕春君、同副委員長平渡高志君、産業建設常任委員長門間浩宇君、同副委員長堀籠英雄君、以上の6人を議会運営委員に指名いたします。

これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、ただいま指名したとおり議会運営委員に選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩します。休憩時間は10分間といたします。

午後1時06分 休憩

午後1時14分 再開

議長（馬場久雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、報告いたします。

議会運営委員会委員長に堀籠英雄君、同副委員長に平渡高志君、以上のとおり選任されました。

日程第10「黒川地域行政事務組合議会議員の選挙」

議長（馬場久雄君）

日程第10、黒川地域行政事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

黒川地域行政事務組合議会議員に藤巻博史君、堀籠英雄君、平渡高志君、千坂裕春君、浅野俊彦君、以上を指名いたします。

以上の被指名人をもって当選者と決定することにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました藤巻博史君、堀籠英雄君、平渡高志君、千坂裕春君、浅野俊彦君、以上の諸君が黒川地域行政事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された方々が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定に

より、当選の告知をいたします。

日程第11 「吉田川流域溜池大和町外2市4ヶ町村組合議会議員の選挙」

議長（馬場久雄君）

次に、日程第11、吉田川流域溜池大和町外2市4ヶ町村組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

吉田川流域溜池大和町外2市4ヶ町村組合議会議員に堀籠日出子さん、門間浩宇君、千坂裕春君、犬飼克子さん、今野信一君を指名いたします。

以上の被指名人をもって当選者と決定することにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、ただいま指名した堀籠日出子さん、門間浩宇君、千坂裕春君、犬飼克子さん、今野信一君、以上の諸君が吉田川流域溜池大和町外2市4ヶ町村組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された方々が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

日程第12 「大衡村外一町牛野ダム管理組合議会議員の選挙」

議長（馬場久雄君）

日程第12、大衡村外一町牛野ダム管理組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にした
いと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦によることに決定しました。
お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これにご
異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

大衡村外一町牛野ダム管理組合議会議員に高平聡雄君、千坂裕春君を指名いたしま
す。

以上の被指名人をもって当選者と決定することにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、ただいま指名した高平聡雄君、千坂裕春君の2名が
大衡村外一町牛野ダム管理組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された方々が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定に
より、当選の告知をします。

日程第13「宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」

議 長 （馬場久雄君）

日程第13、宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にした
いと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦によることに決定しました。
お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これにご
異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員に犬飼克子さんを指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました犬飼克子さんを宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と決定することにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました犬飼克子さんが宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選された犬飼克子さんが議場におりますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

日程第14「承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（大和町税条例等の一部を改正する条例）」

議長（馬場久雄君）

日程第14、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（大和町税条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。税務課長三浦伸博君。

税務課長（三浦伸博君）

それでは、議案書9ページをお願いいたします。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

大和町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告して、その承認をお願いするものでございます。

10ページをお願いいたします。

恐れ入りますが、条例議案説明資料の1ページ、承認第2号関係新旧対照表をあわせてお願いいたします。

今回の一部改正につきましては、地方税法等の一部改正に等に伴いまして、平成28年度課税に支障のないよう対応いたすために専決処分をさせていただいたものでございます。

改正の内容につきましては、3月定例議会中に開催をいただきました議会全員協議会におきましてご説明を申し上げました平成28年度税制改正大綱に沿った改正でござ

いまして、3月31日に地方税法等の一部を改正する等の法律等の交付がなされ、4月1日より施行がされたところでございます。また、関連いたします条例の一部改正につきましては、総務省より一部改正につきましての準則が示されておりまして、その準則にのっとり、今回一部改正の専決処分をさせていただいているところでございます。

それでは、大和町税条例等の一部を改正する条例につきまして、新旧対照表によりまして、ご説明を申し上げます。

初めに、第18条の2第1項中、不服申し立てを審査請求に、第18条の3中、第1条の7を第1条の9に、軽自動車税を種別割に改めるものでございます。

続きまして、第19条でございます。法律改正に合わせての引用条項等の改正を行いますとともに、第5号及び第6号を新たに加えるものでございます。第5号といたしまして、第48条第1項の申告書に係る税額につきましては、当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日を、第6号といたしましては第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額につきましては、当該提出した日、またはその日の翌日から1月を経過する日を加えるものでございます。

次に、第34条の4、法人税割の税率につきまして、100分の6.0に改めるものでございます。

続きまして、第43条第1項から第3項及び5ページの第48条第3項第4項並びに7ページの第50条第2項第3項につきましては、法律改正に合わせての文言の見直しを行っておるところでございます。

4ページにお戻りをお願いいたします。

また、4ページの第43条第4項及び6ページの第48条第5項並びに8ページの第50条第4項につきましては、修正申告で増額または減額の更正があった場合、その納付すべき税額に達する分につきまして、一定期間延滞金の計算期間から控除をすることの規定を新たに加えているものでございます。

次に、9ページでございます。第56条及び11ページの第59条につきましては、法律改正に合わせての引用条項等の改正を行ったものでございます。

続きまして、第80条でございます。環境性能割の納税義務者等についての規定及び現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備を行ったものでございます。

12ページの第81条につきましては、法規定の新設に合わせまして、軽自動車税のみなし課税につきまして、4項にわたって規定の新設をしているところでございます。第1項につきましては、所有権留保車両に係る使用者課税の規定に環境性能割を課さ

れる場合の納税義務者の規定を、第2項といたしましては、第1項の場合における買い主に変更があった場合についての規定、第3項につきましては、道路運送車両法第60条に規定される車両番号を指定された場合は、環境性能割が課される規定でございます。第4項といたしましては、法の施行地以外で取得したものが、法の施行地内に持ち込んで運行に供した場合には、取得者とみなす規定となっておるところでございます。

次に、第81条の2でございます。法律改正に合わせて、条例において規定することとされております日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する非課税の範囲について規定をいたしておるところでございます。第81条の3から第81条の6につきましては、当規定の新設に合わせまして、環境性能割の課税標準、税率、徴収の方法、申告納付につきまして、それぞれ規定をいたしているところでございます。

14ページ第81条の7でございます。正当な事由なく申告をしなかった場合の規定でございます。第2項では過料の額を町で定めること、第3項では過料の納期限につきまして、規定をいたしておるところでございます。

第81条の8につきましては、法規定の新設に合わせまして、環境性能割の減免につきまして、規定をしておるところでございます。

次に、第82条でございます。軽自動車等に対して課します1台当たりの種別割の税率につきまして、規定をいたしておるところでございます。

83条から19ページの第91条第7項までにつきましては、それぞれ法律の改正に合わせての現行の軽自動車税を種別割に名称を変更し、また引用条項等の改正を行っているものでございます。

附則でございます。20ページ第6条特定一般用違約金等購入費を支払った場合の医療費控除の特例でございます。平成30年度から平成34年度までの各年度の個人町民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34の2の規定による控除につきましては、そのものの選択により同条の規定を適用することができるものでございます。

附則第10条の2第4項につきましては、第6号を第7号に、7項といたしまして法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合は2分の1とするものでございます。第10項から21ページの第14項までにつきましては、法附則第15条第33項第1号及び第2号に規定する設備について、規定する条例で定める割合の規定をいたしておるところでございます。第18項につきましては、法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合についての規定をいたしておるところでございます。

次に、附則第10条の3でございます。第8項につきましては、文言の見直し、第5号につきましては、法律改正に合わせまして引用条項等を加えておるところでございます。

続きまして、議案書19ページをお願いいたします。第2条関係でございます。

大和町税条例等の一部を改正する条例の一部改正についてでございます。新旧対照表につきましては、22ページとなります。

附則第6条中、軽自動車税の次に、の種別割を加え、新条例第82条及び新条例を大和町税条例第82条及びに改め、さらに掲げるの次に、同条例を加えまして同条の表を改めるものでございます。

続きまして、議案書20ページでございます。第3条関係でございます。

大和町税条例等の一部を改正する条例の一部改正についてでございます。新旧対照表につきましては、24ページとなります。

第3条関係につきましては、法律改正に合わせまして表中規則様式につきまして、明確化したものでございます。

20ページ下段になります。附則でございます。施行期日でございますが、この条例は平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するものでございます。

初めに、第1号でございます。第1条中大和町税条例第19条の改正規定並びに同条例第43条、第48条及び第50条の改正規定並びに第3条中大和町税条例等の一部を改正する条例附則第5条第7項の改正規定並びに次条第1項及び第4項の規定につきましては、平成29年1月1日より施行するものでございます。

次に、第2号についてでございます。第1条中大和町税条例第18条の3の改正規定同条例第19条の改正規定、同条例第34条の4及び第80条の改正規定同条例第80条の2を削る改正規定、同条例第81条の改正規定、同条の次に7条を加える改正規定、同条例第82条、第83条及び第85条から第91条までの改正規定並びに同条例附則第15条の次に5条を加える改正規定及び同条例附則第16条の改正規定並びに第2条の規定並びに第3条中大和町税条例等の一部を改正する条例附則第5条第7項の表第19条第3号の項の改正規定並びに次条第3項及び附則第4条の規定につきましては、平成29年4月1日より施行をするものでございます。

次に、第3号でございます。第1条中大和町税条例附則第5条の改正規定及び次条第2項の規定につきましては、平成30年1月1日より施行するものでございます。

続きまして、町民税に関する経過措置でございます。初めに、第1条の規定による

改正後の大和町税条例第43条第4項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第43条第2項に規定する納期限が到来する個人の町民税に係る延滞金について適用をするものでございます。

第2項といたしまして、新条例附則第6条の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の町民税について適用するものでございます。第3項といたしまして、新条例第34条の4の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例によるものでございます。

第4項といたしましては、新条例第48条第5項及び第50条第4項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第48条第3項または、第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の町民税に係る延滞金について、適用するものでございます。

次に、固定資産税に関する経過措置でございます。初めに、別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中、固定資産税に関する部分は平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるものでございます。

第2項といたしまして、新条例附則第10条の2第7項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得され、または改良される地方税法等の一部を改正する等の法律第1条の規定による改正後の地方税法附則第15条第29項に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について、適用するものでございます。

第3項から第7項につきましては、新条例附則第10条の2第10項から第14項までの規定につきましては、新法附則第15条第3項第1号及び第2号に規定する設備について、平成29年度以後の固定資産税について適用をするものでございます。

次に、第8項につきましては、新条例附則第10条の2第18項の規定につきましては、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第42項に規定する家屋及び償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用するものでございます。

第9項につきましては、新条例附則第10条の3第8項第5号の規定は、平成28年4月1日以後に改修される新法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防集改修住宅または、同条第10項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用するものでございます。

続きまして、軽自動車税に関する経過措置でございます。新条例の規定中、軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用するものでございます。

第2項といたしまして、新条例の規定中、軽自動車税の種別割に関する部分は平成29年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例によるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

議長（馬場久雄君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから承認第2号を採決いたします。

本件は承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本件は承認することに決定いたしました。

日程第15「承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（大和町都市計画税条例の一部を改正する条例）」

議長（馬場久雄君）

日程第15、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（大和町都市計画税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。税務課長三浦伸博君。

税務課長（三浦伸博君）

続きまして、議案書の24ページをお願いいたします。

承認第3号 大和町都市計画税条例の一部を改正する条例でございます。地方自治

法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので同条第3項の規定により議会に報告して、承認をお願いするものでございます。

25ページをお願いいたします。

恐れ入りますが、あわせて条例議案説明資料の29ページ、承認第3号関係新旧対照表をお願いいたします。

今回の一部改正につきましては、地方税法等の一部改正に伴います引用条項の追加に伴います改正並びに適用年度の更新に伴います改正でございます。新たに附則第4項といたしまして、1項を加えますことから、法令準則にのっとりた改正書式として附則の最終項から順次改正を行っているところでございます。

なお、新旧対照表につきましては、第1項から順次お示しをさせていただいております。

初めに、第2条第2項でございます。引用条項の追加に伴います改正でございます。

次に、附則第14項から附則第12項につきましては、引用条項の改正及び項番号の繰り下げでございます。

附則第11項につきましては、見出しを削り、附則第12項とし、見出しを付したものでございます。

附則第10項から附則第5項につきましては、法律改正によります項番号ずれによります項番号の繰り下げでございます。

附則第4項につきましては、見出しを削り、法律改正によります項番号ずれによりまして第5項とし、見出しを付したものでございます。

次に、附則第3項の次に1項を加えるものでございまして、第4項といたしまして、まず見出しといたしまして法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合を第4項としまして、条例で定める割合は5分の4とするものでございます。

施行期日でございます。この条例は平成28年4月1日から施行する。経過措置といたしまして、この条例による改正後の大和町都市計画税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成27年度までの都市計画税についてはなお従前の例によるものでございます。

参考といたしまして、新条例附則第4項の規定は、平成28年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する等の法律第1条の規定による改正後の地方税法附則第15条第42項に規定する家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから承認第3号を採決いたします。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本件は承認することに決定いたしました。

日程第16「承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」

議長（馬場久雄君）

日程第16、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。税務課長三浦伸博君。

税務課長（三浦伸博君）

続きまして、議案書の27ページをお願いいたします。

承認第4号 大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので同条第3項の規定により議会に報告して、承認をお願いするものでございます。

28ページをお願いいたします。

恐れ入りますが、あわせて条例議案説明資料の34ページ承認第4号関係新旧対照表をお願いいたします。

今回の一部改正につきましては、国民健康保険に係る平成28年度税制改正に伴います改正でございまして、第2条国民健康保険の被保険者である世帯主に対して課する課税額でございます。

第2条第2項につきましては、国民健康保険税の基礎課税額に係ります課税限度額を現行の52万円から54万円に、第3項につきましては、後期高齢者支援金等課税額に係ります限度額を現行の17万円から19万円に引き上げるものでございます。

また、第23条本文につきましても、同様に改めるものでございます。

次に、第23条第2号及び同条第3号でございます。第2号につきましては、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定におきまして、被保険者の数に乗すべき金額を、現行の26万円を26万5,000円に引き上げるものでございます。

第3号につきましては、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定におきまして、被保険者の数に乗すべき金額を現行の47万円から48万円に引き上げるものでございます。

附則でございます。第1条につきましては、施行期日の規定でございます。平成28年4月1日から施行するものでございます。

第2条の適用区分につきましては、改正後の規定は平成28年度以後の国民健康保険税に適用するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（馬場久雄君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから承認第4号を採決いたします。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本件は承認することに決定しました。

日程第17「承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（大和町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例）」

議長（馬場久雄君）

日程第17、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（大和町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例）を議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。総務課長櫻井和彦君。

総務課長（櫻井和彦君）

それでは、議案書29ページをお願いいたします。

承認第5号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

大和町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をいたしましたので同条第3項の規定により議会に報告をいたし、その承認をお願いするものでございます。

30ページ、恐れ入りますが、あわまして条例議案説明資料の36ページ新旧対照表のほうをあわせてごらんいただきたいと思います。

改正の趣旨といたしましては、行政不服審査法の全面改正によりまして、不服申し立てが審査請求ということになったことに伴いまして、条例の附則、適用区分の改正を行うものでございます。3月議会で一部改正の条例可決いただきましたが、その後に国のほうから準則が示されております。それに伴う改正ということでご理解をいただきたいと思います。

それでは、新旧対照表のほうの適用区分の欄をごらんいただきたいと思います。改正後の固定資産評価審査委員会条例第4条第2項第3項及び第6項第6条第2項第3項及び第5項第10条第11条並びに第13条第1項の規定は、平成28年4月1日以後に地方税法第411条第2項の規定による公示、もしくは同法第419条第3項の規定による公示、同法第420条の更正に基づく納税通知書が交付された場合には、当該納税通知書の交付でございますが、または同法第417条第1項後段の規定による通知がされる場合について適用し、同日前に公示等がされた場合については、なお従前の例によるものとするものでございます。

附則といたしまして、この条例につきましては、平成28年4月1日から施行をするものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり
ないものと認めます。
これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり
討論なしと認めます。
これから承認第5号を採決いたします。
本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕
起立多数です。よって、本件は承認することに決定しました。

日程第18「承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（大和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例）」

議長（馬場久雄君）

日程第18、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（大和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例）を議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。子育て支援課長内海義春君。

子育て支援課長（内海義春君）

それでは、議案書の31ページをお願いいたします。

承認第6号 専決処分の承認を求めることについてであります。

大和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして、別紙のとおり専決処分いたしましたので同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

議案書32ページをお願いいたします。

大和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。今回の条例改正につきましては、保育士不足の解消に向けて保育士の配置基準の一部について弾力的運用を可能にするため、小規模保育事業所A型及び保育所型事業者内保育事業所の職員配置に係る特例を設けることとして、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことに伴い

まして、大和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

説明につきましては、別冊の条例議案説明資料の37ページで説明させていただきますので、そちらをお願いいたします。

説明資料37ページであります。こちら大和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の新旧対照表であります。

附則第5条の次に、次の4条を加えるものであります。

第6条につきましては、朝夕等の児童数が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例を設けるものでありまして、配置する保育士は最低2人とされているところ、朝夕等の児童数が少数となる時間帯において最低基準上必要とされる保育士数が2人を下回る場合、うち1人は子育て支援員研修を終了した者等の保育資格を有しない者をもってかえることを可能とするものであります。

第7条は、幼稚園教諭及び小学校教諭並びに養護教諭の活用に係る特例を設けるものであります。保育士と近接する職種であります幼稚園教諭もしくは小学校教諭または用務教諭の普通免許証を保有する者を保育士とみなすことができるものとするものであります。

第8条は、保育の実施に当たり、必要となる保育士の配置に係る特例を設けるものでありまして、1日につき8時間を超えて開所していることなどにより、利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士を上回って必要となる保育士について、子育て支援研修等を終了した者等の保育資格を有しない者の活用を可能とするものでございます。

38ページをお願いいたします。

第9条は、前2条の規定を適用する保育士の必要数について保育士資格を有する者を各時間帯において必要となる保育士数の3分の2以上を配置しなければならないとするものであります。

議案書33ページにお戻りをお願いいたします。

附則といたしまして、平成28年4月1日から施行とするものであります。よろしくをお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。9番浅野俊彦君。

9 番 (浅野俊彦君)

今回の保育士不足に対する国の施策または制度変更に伴う条例改正ということでの説明でありました。専決処分して以降、まだ四、五日というところではありますけれども、町内の現在の運営をされている保育所さん、または認定子ども園、その他もろもろ業者さんの中で新たに影響を受けられるような業者さんがおありになるのか、または保育所関係でありますと、よく休みの期間、夏休みなり春休みの長期期間預かりの時間でいろいろ苦勞されているお話がありますが、保育所さん等にも既に説明をされているんであらうと思いますが、どんなご反応であるのかお聞かせください。

議長 (馬場久雄君)

子育て支援課長内海義春君。

子育て支援課長 (内海義春君)

お答えいたします。

認可保育所につきましては、県条例で定めておりますので、今回の条例改正につきましては家庭的保育事業についてのA型保育、あるいは保育所事業内についてだけ適用となるものでございます。県のほうにつきましては、6月定例議会で認可保育所の条例を提案する予定となっておりますところでございます。町内におきましては、今現在小規模保育事業所A型あるいは保育所型事業所が保育事業を実施しているところがございません。以上でございます。

議長 (馬場久雄君)

9番浅野俊彦君。

9 番 (浅野俊彦君)

待機児童の解消という意味で、今現在はないというお話でありますけれども、新たにいらしたい、または開業したいという事業者さんがいついっしょるかわからないところでもありますので、周知徹底に努めていただきたいと思います。

議長 (馬場久雄君)

子育て支援課長内海義春君。

子育て支援課長（内海義春君）

今回の条例改正につきましては、今後あらわれても対応できるような体制をとりたいということで条例改正を行ったものでございまして、ですからそういったお声があった場合はぜひ周知をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

議長（馬場久雄君）

ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから承認第6号を採決いたします。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本件は承認することに決定しました。

暫時休憩いたします。休憩時間は10分間とします。

午後2時03分 休憩

午後2時15分 再開

議長（馬場久雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第19「承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（大和町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）」

議長（馬場久雄君）

日程第19、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（大和町放課後児童

健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例)を議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。子育て支援課長内海義春君。

子育て支援課長 (内海義春君)

それでは、議案書34ページをお願いいたします。

承認第7号 専決処分の承認を求めることについてであります。

大和町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして、別紙のとおり専決処分をいたしましたので同条第3項の規定により議会に報告をいたしまして、その承認を求めるものでございます。

議案書35ページをお願いいたします。

大和町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。今回の条例改正につきましては、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、厚生労働省関係省令の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことに伴いまして、大和町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正を行うものでございます。

説明につきましては、別冊の条例議案説明資料の39ページで説明させていただきますのでそちらをお願いいたします。

説明資料39ページであります。こちら大和町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の新旧対照表でございます。

第10条第3項第4号中の中学校の次に、義務教育学校を加えるものでございます。

議案書35ページにお戻りをお願いいたします。

附則といたしまして、平成28年4月1日から施行とするものでございます。

よろしくをお願いいたします。

議長 (馬場久雄君)

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから承認第7号を採決いたします。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本件は承認することに決定しました。

日程第20「承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度大和町一般会計補正予算）」

議長（馬場久雄君）

日程第20、承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度大和町一般会計補正予算）を議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。財政課長高崎一郎君。

財政課長（高崎一郎君）

それでは、議案書の36ページをお願いいたします。あわせて、平成27年度大和町一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書専決第5号、右下に平成28年3月17日専決と記載しているものをご準備をお願い申し上げます。

それでは、議案書36ページでございます。承認第8号 専決処分の承認を求めることについて、平成27年度大和町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告いたしまして、その承認をお願いするものでございます。

37ページをお願いいたします。

平成27年度大和町一般会計補正予算（専決第5号）でございます。

第1条につきましては、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ2,505万3,000円を追加いたしまして、予算額を108億9,274万円とするものでございます。

補正予算の款項の区分につきましては、38ページ、第1表によるものでございます。第2条繰越明許費の追加につきましては、39ページの第2表によるものでございます。

39ページをお願い申し上げます。

第2表繰越明許費の補正であります。追加であります。款項、事業名、金額について順に読み上げてご説明にかえさせていただきます。

2款総務費1項総務管理費事業名吉岡商店街空き店舗改装事業に要する費用、金額310万円であります。

6款商工費1項商工費映画「殿、利息でござる」PR関連事業、金額が649万7,000円を2件、28年度に繰り越しして執行するものでございます。

それでは、別冊の専決第5号の事項別明細書、3ページをお願いいたします。

初めに歳入でございます。

11款1項1目地方交付税であります。歳出の見合いで2,548万2,000円を追加措置するものであります。

13款1項3目災害復旧費分担金であります。災害復旧事業の確定により86万4,000円を減額措置するものでございます。これは、農業用施設災害復旧費受益者負担金で、町発注分の補助分の災害復旧事業の補助金の残金分の10分の2から2分の1に相当するものでございます。事業の確定による減額でございます。

16款2項9災害復旧費県補助金につきましては、農業用施設災害復旧事業に係ります県補助金で、43万5,000円の追加を見込むものでございます。

歳入につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

産業振興課長後藤良春君。

産業振興課長（後藤良春君）

それでは、歳出の説明をさせていただきます。

10款3項3目農林施設災害復旧費でございます。15節工事請負費でございますが、農道、林道などの災害復旧契約確定により、1,018万7,000円を減額調整したものでございます。

次に、19節負担金補助金及び交付金でございますが、3月補正後に農業用施設等小災害復旧として申請された120件の補助金3,524万円を追加補正したものでございます。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。9番浅野俊彦君。

9 番 (浅野俊彦君)

議案書の39ページをお開きいただきたいと思います。繰越明許費として明許されております2款1項の吉岡商店街空き店舗改装事業310万円及び商工費の中の「殿、利息でござる」のPRの関連事業ということでの繰り越しとなっております。具体的にタイミングとしては、年度内中でもなぜ繰り越しとなったのか、あわせてどのような事業を考えられていた結果、どういう背景があつて繰り越しとなったのかをまずはお聞かせいただきたいと思います。

議長 (馬場久雄君)

まちづくり政策課長小川 晃君。

まちづくり政策課長 (小川 晃君)

それでは、浅野議員さんのご質問にお答えをいたします。

繰越明許費で吉岡商店街空き店舗改装事業でございます。これにつきまして、3月議会において補正予算として議決を頂戴したものでございます。「殿、利息でござる」の映画の全国上映によりまして、吉岡を訪れる方々が増加することが予想されますので、町の観光案内と、それから来町者のおもてなしの拠点として旧上町セブンイレブンの空き店舗を案内所として設置することとしたものでございます。

それで、改装事業の内容でございますが、内装的には大型冷蔵庫の撤去、仕切り壁の設置、あとそれからエアコン、カウンター、流し台の設置、こういった内装事業でございます。内装事業につきましては、3月中に完成をしておったのでございますが、内装事業のほかに外装関係でございます。それで、案内所の名称を吉岡宿本陣案内所というふうに考えてございます。それで、現在の建物の現状でございますが、タイル張りとなっております。吉岡地区本陣のイメージと合わないというところから、タイルに杉板を張りつけまして、そして茶系統の塗装を行って、本陣ふうの外装にしたいというふうに考えてございます。それと、セブンイレブン当時の外看板の跡もベニヤ板が張りつけたままになってございまして、これも茶系統の色で塗装を行って本陣ふうにしたいというふうに考えてございます。それで、外装も含めると、工期的に難しかったものでございますから、繰越事業ということでお願いをしたところでございます。

以上でございます。

議 長 (馬場久雄君)

産業振興課長後藤良春君。

産業振興課長 (後藤良春君)

商工費の「殿、利息でござる」のPRの繰り越しでございますけれども、今商店街の中にシャッターが閉まっているところが多いんですけども、そのシャッターに「殿、利息でござる」関連の絵を描きたいなということで、当時の風景画をシャッターを逆に利用しまして、そこに当時の関係の絵を描きたいという事業でございまして、今1軒ずつ当たっていることでございます。

あともう一つが、本陣跡とか、あと穀田屋さんとか、主な9人の方々の関連するところに立て札等を掲げまして、観光客にわかりやすくするというので、今進めているところでございます。以上でございます。

議 長 (馬場久雄君)

9番浅野俊彦君。

9 番 (浅野俊彦君)

まず、1件目の総務費の空き店舗の改修事業ということで、お話、ご説明をいただきました。外壁含めて、いろいろ改装にかかるというお話でありまして、なかなかタイミング的に間に合わなかったのかなという部分は理解をし得る部分でありますけれども、もう一つ確認なんですけれども、継続的な多分事業になるんであろうなというふうに思いますけれども、吉岡のまちなか旧商店街を見た場合、確かに駐車場もない、またトイレもないという中、1つの起爆剤になっていただければというふうには思いますけれども、駐車場も含めた中で一括して借りるなりの事業となるのか、あとあわせてどのように今後事業評価をしていくのかというところを今どういうふうにお考えであるのかをお聞きしたいなと思います。

6款1項の商工費のところになりますけれども、シャッター街のシャッターに昔の景観を残してということで、ある意味人を寄せられるようなそういった事業として成功していただければなと思いますけれども、同じように何らかの事業をやるわけありますから、どうやって今後事業評価をされていくとお考えであるのかをお聞かせいただきたいなと思います。

議 長 （馬場久雄君）

まちづくり政策課長小川 晃君。

まちづくり政策課長 （小川 晃君）

それでは、浅野議員さんのご質問にお答えをいたします。

建物1階部分の賃貸借とそれから建物の南側にありますか、駐車場の部分、車が10台ほど駐車できますけれども、建物の1階とそれから駐車場と含めた形での借地契約となっておりまして、地権者の意向もございまして28年度、12カ月の借地としてございます。来年度以降の計画でございしますが、今年度の利用状況等も見据えながら検討してまいりたいというふうに考えてございますけれども、まだ未確定の内容ですけれども、宮城大学においても大和町サテライトキャンパスということで、そういったような建物の利用も計画をしているというところの構想もございまして、宮城大学とも連携を図りながら、新しい来年度以降の利用について検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

産業振興課長後藤良春君。

産業振興課長 （後藤良春君）

議員さんの質問にお答えしたいと思います。

まちづくり政策課長のところの事業と一体的に考えていかなきゃならないと考えております。ご本陣跡とあと旧街道跡のところを一体的に今後「殿、利息でござる」の映画を見た方々が当然訪れるだろうということで、その方々に対して町のPRをしていきたいと。逆に言えば、それが大和町の宣伝にするのに最も全国的に発信する大きな今回はチャンスだろうと考えておりますので、物産的なもの、例えばあさひな十三郎のバッチとか、キーホルダーですか、そういうものをいろいろこれから開発していきまして町のPRをますます全国に広げていきたいと考えております。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

9番浅野俊彦君。

9 番 (浅野俊彦君)

まず空き店舗の改修のお話であります、まずは12カ月ですかね、の契約であるということでの説明でありました。いずれ「殿、利息でござる」のPR事業も含めてありますけれども、今回の映画の5月14日のロードショーに先がけてというところで準備をされている1つの目玉の事業であるんだろうなと思いますけれども、時期的にもっと早ければよかったんじゃないのかなと。5月14日ロードショーというところからすると、その点が非常に残念に思う部分が1つと、最後に空き店舗のお話でちょっともう1件だけ確認をさせていただきたいのは、管理主体が今後建物または駐車場があるのが管理自体をどういうところに委託をする、または管理主体をどこしようかと今お考えであるのか、それをお聞きしたいなと思いますのと、ぜひせっかくの機会でもありますので、いろいろ刷新しましたホームページ等も含め、多くの方々にいらしていただけるような事業として極力ロードショーに間に合うように、グッズの準備も含め、一時的なものにならないようにいろんなアイデアを出していただければというふうなお願いも含めて質問させていただきます。

議 長 (馬場久雄君)

まちづくり政策課長小川 晃君。

まちづくり政策課長 (小川 晃君)

それでは、浅野議員さんのご質問にお答えをいたします。

案内所の運営につきましては、28年度の予算において議決を頂戴しておりまして、町の観光物産協会、そちらのほうに運営を委託いたしました。それで、業務の内容につきましては、町の観光の案内、それから休憩所としての運営、あと観光物産協会であつております商品の販売、あと映画にちなんで新しく開発しましたお土産品の紹介、それから、國恩記の解説、ガイド案内、こういったような業務の内容で観光物産協会のほうに委託をしております。以上でございます。

議 長 (馬場久雄君)

産業振興課長後藤良春君。

産業振興課長（後藤良春君）

議員さんのご質問にお答えします。

今小川課長が言ったのにプラスしまして、産業振興課としましては、今現在のぼり旗、街道に進めておりますが、この後ペナントまたは着ぐるみということで、あさひな三郎のもう一つのペアとしてあさひな十三郎というのを頭に銭を乗つけたやつをちょっと今つくっております、公開には間に合うようにしたいと考えております。

また、新旧のマップとかもそろえまして、できるだけ県内のロードショーする映画館とか、そういう出先機関においてPRに努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）

ほかに質疑ありませんか。7番渡辺良雄君。

7番（渡辺良雄君）

さきの議会で1つだけ聞き忘れをしておりましたので、ここでちょっとお聞きをしたいと思います。1点だけ。県の観光部局との連携について、何かあるのかどうか、この辺を1つだけお聞かせください。

議長（馬場久雄君）

産業振興課長後藤良春君。

産業振興課長（後藤良春君）

県のほうもこの映画のPRの一番のトップは、県知事ということで、映画のほう県も交えまして一緒にやっております。また、県独自のPRポスターもつくっていただいて、空港とか駅とか、そういうのは県のほうで大々的にPRしていただくことになっております。

また、県のほうでこの関係で今度瓦版というんですか、河北新報にお願いしまして、一面でこの関係する宮城県のPRとともに、吉岡宿、「殿、利息でござる」のPRの新聞も出すということになっております。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）

8 番千坂裕春君。

8 番 (千坂裕春君)

浅野議員の関連質問なのですが、産業振興課長からシャッターに対するペイントをお願いしていくという話あったんですけども、決定事項じゃなくてこれからお願いして場合によっては了承を得られないところもあるという理解でよろしいんですか。

議長 (馬場久雄君)

産業振興課長後藤良春君。

産業振興課長 (後藤良春君)

議員さんの質問にお答えします。

シャッターは確かにかなりあるんですけども、今五、六軒了承を、大体いいということまでいただいております。あと無理言ってあとからこの絵をもとどおりに直してくださいとか、そういうところにはちょっとご遠慮いただいて絵を描いたままでよろしいというところだけお願いするような形をとりたいと今進めております。

以上でございます。

議長 (馬場久雄君)

8 番千坂裕春君。

8 番 (千坂裕春君)

そうした場合、どの店どの店ということはちょっと聞いていないので、連続性とか効果的な観点から考えて、十分なのかということの心配があるんですけども、いかがでしょうか。

議長 (馬場久雄君)

産業振興課長後藤良春君。

産業振興課長 (後藤良春君)

確かに連続性はあると思います。ただ、今セブンイレブン跡地、ご本陣のところにシャッターが続いてあるんですけども、あそこの部分にはなるべく連続性で、あそ

こがメインになりますので、あそこに力を入れて絵を描いていきたいなど。あと、離れたところにはいろいろ工夫して、絵を入れていきたいなど思っております。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）

ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから承認第8号を採決いたします。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本件は承認することに決定しました。

日程第21「承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度大和町一般会計補正予算）」

議長（馬場久雄君）

日程第21、承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度大和町一般会計補正予算）を議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。財政課長高崎一郎君。

財政課長（高崎一郎君）

それでは、議案書40ページをお願い申し上げます。あわせまして、別冊資料平成27年度一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書専決第6号、平成28年3月31日専決という資料をご準備お願い申し上げます。

議案書40ページでございます。承認第9号専決処分の承認を求めることについて、平成27年度大和町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認をお願いするものでございます。

41ページをお願い申し上げます。

承認第9号平成27年度大和町一般会計補正予算（専決第6号）でございます。

第1条につきましては、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ1億6,890万円を追加いたしまして、予算額を歳入歳出それぞれ110億6,164万円とするものでございます。

補正予算の款項の区分につきましては、議案書42ページから44ページの第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条につきましては、地方債の補正であります。地方債の変更及び廃止につきましては、議案書45ページをお開きをお願い申し上げます。

第2表地方債補正変更であります。臨時財政対策債につきましては、変更前の限度額3億5,000万円を限度額3億円に変更し、起債の方法、利率、償還の方法については従前のおりとするものでございます。限度額を3億5,000万円より3億円に減ずるものでございます。

次に、46ページを参照お願いいたします。地方債の廃止であります。災害援護資金貸付金として限度額510万円措置しておりましたけれども、今般貸付の申し込みがないことから、限度額510万円の起債を廃止するものでございます。

それでは、別冊の専決6号の事項別明細書3ページをお願い申し上げます。

初めに、歳入でございます。

1款1項町民税2目法人税1節現年課税分につきましては、収納状況から2億5,049万5,000円を追加措置するものであります。

2款1項自動車重量譲与税から9款1項国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、国から交付されております各種譲与税交付金の額の確定により措置いたしましたものでございまして、9項目で合計1億2,344万5,000円の追加となったものでございます。

次に、4ページをお願い申し上げます。中段11款地方交付税でございますが、総額で20億5,282万6,000円となりましたので、予算措置済みの差額分1億5,347万1,000円を今回追加措置いたしましたものでございます。

15款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金は、児童手当の額の確定による減額でございます。同じく2項国庫補助金2目民生費国庫補助金は、子育て世帯臨時特例給付金給付事務費の確定によります減額でございます。3目衛生費国庫補助金は関東・東北豪雨災害の災害廃棄物の処理に対します補助金の確定による追加措置でございます。

5 ページをお願いいたします。

16款県支出金 1 項県負担金 1 目民生費県負担金は、児童手当の確定によるものと、関東・東北豪雨災害の災害救助に係る負担金の確定によります減額並びに追加措置でございませう。

18款 1 項 3 目教育費寄附金につきましては、教育振興として 2 件の寄附があったものでございませう。追加措置をするものでございませう。

19款 2 項 1 目財政調整基金につきましては、財源の見通しが立ったことから、全額戻し入れを行ったものでございませう。2 目東日本大震災復興基金につきましては、災害復興住宅利子補給補助金事業に充当しておりましたが、補助金の確定によりまして、11万2,000円の減額となったものでございませう。

22款町債につきましては、先ほどの議案でご説明申し上げましたとおり、民生債の廃止、臨時財政対策債の減額変更、それぞれを見込みまして5,510万円の減額となったものでございませう。歳入につきましては、以上でございませう。

引き続き、歳出でございませう。

6 ページでございませうが、何カ所かの費目のほうで 1 節から 4 節までの人件費の補正をお願いして計上してございませうけれども、年度末によります職員の退職等によります、予定額の退職等によります最終調整でございませうので、人件費分 1 節から 4 節までにつきましては、説明を省略させていただきますことをよろしくお願い申し上げます。

2 段目、2 款総務費 1 項総務管理費 3 目財政管理費の 25 節積立金でありますけれども、歳入の見合いによりましてまちづくり基金に積立金として 1 億7,000 万円を積み立てるものでございませう。

以上でございませう。

議 長 （馬場久雄君）

保健福祉課長千葉喜一君。

保険福祉課長 （千葉喜一君）

続きまして、民生費 3 款 1 項 4 目障害福祉費の 13 節委託料につきましては、日中一次支援訪問入浴サービス事業等の地域生活支援事業費の確定見込みによります減額でございませう。20 節扶助費につきましては、補装具給費等の障害者自立支援給付費の確定見込みによります減額補正をお願いするものでございませう。

よろしくお願ひいたします。

議 長 (馬場久雄君)

子育て支援課長内海義春君。

子育て支援課長 (内海義春君)

続きまして、3款2項1目児童福祉総務費であります。23節償還金利子及び割引料につきましては、平成26年度未熟児療育医療費等県負担金の額の確定によります県への返還金であります。

3款2項2目の児童措置費の20節扶助費につきましては、児童手当支給額の確定によります減額補正であります。

続きまして、3款2項3目母子福祉費であります。7ページをお願いいたします。

20節扶助費は、母子父子家庭の医療費助成の額の確定見込みによります減額補正であります。

続きまして、3款2項4目保育所費は保育所の管理運営に要するものであります。4節共済費は、もみじが丘保育所臨時職員の社会保険料の額確定見込みによる減額補正であります。7節賃金は、もみじが丘保育所の臨時保育所の賃金について確定見込みによります減額補正であります。

続きまして、3款2項6目子育て世帯臨時特例給付事業であります。7節賃金は、臨時事務補助員の額確定によります減額補正であります。11節需用費は、児童手当等現況届け出通知書と一緒に給付金の申請書を送付したことによりまして、封筒等の印刷を行わなかったことから、印刷製本費について減額補正となったものであります。12節役務費につきましても、児童手当等現況届け出通知書の発行の際に、給付金の申請書も同封し送付したことから、郵便料金の減額を補正となったものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 (馬場久雄君)

保健福祉課長千葉喜一君。

保険福祉課長 (千葉喜一君)

3款3項1目復興支援費の19節補助金につきましては、災害復興住宅融資利子補給費の確定によるものでございます。21節貸付金につきましては、災害援護資金貸付金

の確定によります減額をお願いするものでございます。

続きまして、衛生費 4 款 1 項 1 目保健衛生総務費の13節委託料及び20節扶助費につきましては、妊婦乳児健診等の業務委託料里帰り等妊婦健康診査助成の母子推進費の確定見込みによります減額をお願いするものでございます。

8 ページをお願いいたします。

4 款 1 項 2 目予防費の13節委託料につきましては、各種予防接種健康診査事業費の業務確定見込みによります減額をお願いするものでございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

総務課長櫻井和彦君。

総務課長 (櫻井和彦君)

続きまして、8 款 1 項 3 目消防施設費でございます。17 節公有財産購入費でございますが、こちらにつきましては、吉岡下町の旧仙台法務局大和出張所敷地内にございます消防ポンプ候補用地の土地購入費でございます。土地売買契約の実績によりまして減額をさせていただくものでございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

教育総務課長佐藤三和子さん。

教育総務課長 (佐藤三和子君)

9 款 1 項 2 目事務局費でございます。25 節積立金学校校舎建設基金積立金につきましては、歳入見合いによりまして積み立てをするものでございます。学校教育振興基金積立金につきましては、寄附金を受けた分を基金として積立をするものでございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

総務課長櫻井和彦君。

総務課長 (櫻井和彦君)

続きまして、10 款 3 項 1 目総務災害復旧費でございますが、こちらは国庫支出金そ

れから一般財源の財源調整によるものでございます。同じく次の2目でございます。衛生環境災害復旧費につきましても、同様の理由によるものでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。ございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから承認第9号を採決いたします。

本件は、承認することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本件は承認することに決定しました。

日程第22「承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算）」

議 長 （馬場久雄君）

日程第22、承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算）を議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

続きまして、議案書の47ページをお願いいたします。承認第10号でございます。専決処分の承認を求めることについてであります。平成27年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認をお願いするものでございます。

48ページをお願いいたします。

平成27年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（専決第1号）でありま

す。

歳入歳出予算の補正であります。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,700万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ26億9,594万5,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表によるものでございます。

専決の事項別明細書の15ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款1項国庫負担金1目療養給付国庫負担金につきましては減額を、2目高額医療費共同事業負担金につきましては増額、2項国庫補助金1目財政調整交付金につきましては減額、6款1項県負担金1目高額医療費共同事業負担金につきましては増額、2項県補助金1目調整交付金につきましては増額、7款1項共同事業交付金1目高額医療費共同事業交付金につきましては減額、2目保険財政共同安定化事業交付金につきましては増額、16ページをお願いいたします。

9款2項基金繰入金1目財政調整基金繰入につきましては増額であります。それぞれ歳入の額が確定したことにより補正したものでございます。

続きまして、17ページでございます。歳出であります。

2款1項療養諸費1目一般被保険者療養給付につきましては、実績見込みによる増額の補正をしたものでございます。以下、2款2項、3款1項、5款1項、6款1項につきましては財源の調整を行ったものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。ございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから承認第10号を採決いたします。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本件は承認することに決定しました。

日程第23「承認第11号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算）」

議長（馬場久雄君）

日程第23、承認第11号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算）を議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。保健福祉課長千葉喜一君。

保険福祉課長（千葉喜一君）

それでは、議案書50ページをお願いいたします。

承認第11号平成27年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして、別紙のとおり専決処分いたしましたので同条第3項の規定により議会に報告いたしまして、その承認をお願いするものでございます。

51ページをお願いいたします。

平成27年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算（専決第1号）でございます。

平成27年度大和町の介護保険事業勘定特別会計補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条といたしまして歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は52ページ第1表歳出予算補正によるものでございます。

それでは、事項別明細書の20ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款総務費3 項認定調査等費1 目認定調査等費の8 節報償費9 節旅費及び12 節役務費につきましては、認定調査等費の事業確定によります補正額となったものでございます。

2 款保険給付費1 項介護サービス諸費から、21 ページの4 項特定入所者介護サービス等費までの介護サービス等費につきましては、19 節の負担金の確定によります補正額となったものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから承認第11号を採決いたします。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。よって、本件は承認することに決定しました。

日程第24「議案第45号 平成28年度大和町一般会計補正予算」

議 長 (馬場久雄君)

日程第24、議案第45号 平成28年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。財政課長高崎一郎君。

財政課長 (高崎一郎君)

それでは、議案書53ページをお願い申し上げます。

あわせて、平成28年度大和町一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書(第1号)平成28年4月6日提出第2回臨時会の資料もご参照をお願いいたします。

議案書53ページであります。

議案第45号平成28年度大和町一般会計補正予算(第1号)平成28年度大和町の一般会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,399万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億6,799万4,000円といたすものでございます。

予算補正の款項の区分につきましては、54ページ、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条につきましては、地方債の補正であります。地方債の追加は第2表地方債補

正によるものでございます。55ページをご参照をお願いいたします。

第2表地方債補正追加であります。昨年の3月の大雨によります山田川の災害復旧事業並びに9月の関東・東北豪雨災害の道路橋梁河川の災害復旧費事業の補助裏分の起債につきまして、道路橋梁圃場災害復旧債につきましては1,260万円を限度額とし、河川圃場災害復旧債については、2,970万円を限度額として地方債の追加を行うものであります。合計4,230万円の限度額でございます。

起債の方法、利率、償還の方法については表に記載のとおりでございます。省略をさせていただきます。

それでは、別冊の事項別明細書（第1号）の3ページをお願い申し上げます。

初めに歳入でございます。

15款国庫支出金2項国庫負担金3目災害復旧費国庫負担金であります。こちらは先ほど地方債のほうでも申し上げましたが、27年3月に発生いたしました山田川の災害復旧事業、関東・東北豪雨災害の道路橋梁災害復旧事業に係る国庫補助負担金の追加措置9,424万8,000円であります。

20款1項1目繰越金につきましては、平成27年度からの繰り越しでございます。財源調整といたしまして、744万6,000円の追加計上でございます。

22款1項4目災害復旧債につきましては、公共土木施設災害復旧債4,230万円の追加でございます。歳入につきましては、以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（馬場久雄君）

都市建設課長佐々木哲郎君。

都市建設課長（佐々木哲郎君）

それでは、歳出でございます。

事項別明細書4ページをお願いしたいと思います。

10款2項2目河川災害復旧費でございます。15節工事請負費につきましては、昨年の3月10日の大雨により被災をいたしました準用河川山田川の復旧工事に要する費用3,523万7,000円をお願いするものでございます。

続きまして、10款3項4目公共土木施設災害復旧費でございます。15節工事請負費につきましては、昨年9月11日の豪雨により被災した道路9カ所、準用河川7カ所、合わせて16カ所の復旧工事に要する費用1億875万7,000円をお願いするものでござい

ます。よろしくお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

これから質疑に入ります。質疑ございませんか。ございませんね。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これより議案第45号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第25「議案第46号 損害賠償の額を定め、和解することについて」

議長（馬場久雄君）

日程第25、議案第46号 損害賠償の額を定め、和解することについてを議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。まちづくり政策課長小川 晃君。

まちづくり政策課長（小川 晃君）

議案書56ページをお願いいたします。

議案第46号損害賠償の額を定め、和解することについてでございます。

平成28年2月26日午後1時20分ころ、大和町学園1番地の1地内の公立大学法人宮城大学南側駐車場で発生した交通事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

記としまして、1相手方の住所、氏名につきましては記載のとおりでございます。

2事故の概要につきましては、公立大学法人宮城大学南側駐車場に公用車をバックで駐車する際、右サイドミラーが既に駐車してあった相手方所有の無人車両の左側フロントフェンダーに接触してしまい、約50センチメートルのすり傷による損害を与え

たものでございます。

3 損害賠償額につきましては、大和町と相手方は過失割合を大和町が100%、相手方がゼロ%とし、大和町は相手方に対し、相手方の車両の損害額36万5,580円を支払うものとするものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。8 番千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）

3月定例議会のときに、職員の不祥事に関連して、一時多発した交通事故に関して質問させていただいた中で、交通事故が減ってきているという矢先、または質問したときには既に起きていた事象で大変残念に思っているところでございます。

こういった事故があった中で、所管の課長は担当というか、当事者にどのような指導を行ったのかお聞かせください。また、これは保険で払うという認識でよろしいでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

まちづくり政策課長小川 晃君。

まちづくり政策課長 （小川 晃君）

それでは、千坂議員のご質問にお答えをいたします。

今回の交通事故につきましては、駐車場で起きた交通事故ということで、運転手の安全確認が不十分であったというふうに考えてございます。公用車を運転しての公務出張中はもちろんですが、マイカーを運転する場合も含めまして、交通事故を起こさないように十分に注意をするように改めまして、運転をしておった職員には注意指導を行ったところでございます。

また、損害額につきましては、全額保険での対応ということでございます。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

8 番千坂裕春君。

8 番 (千坂裕春君)

個人的で大変申しわけございませんが、私はちょっと保険会社にいた関係で、保険というものの原則を述べさせていただきますが、どうしても生活していく中で万が一とか、不可抗力とそういったものに対して、保険でお手伝いするというか、保険料をかけている契約者が助け合うという制度が保険だと思います。

そういった中で、この事故が約50センチメートルのすり傷ということで、その不注意、または不可抗力に該当するかというところに、大変疑問を持つところでございますが、課長はどのようにお考えですか。

議 長 (馬場久雄君)

まちづくり政策課長小川 晃君。

まちづくり政策課長 (小川 晃君)

それでは、千坂議員のご質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたけれども、今回の事故につきましては、職員が十分な注意を払っていれば隣の車との接触事故を起こすことがなかったというふうに考えておりますので、職員の安全確認が不十分であったということが今回の接触事故の原因であったというふうに考えてございます。公用車も含めて、マイカーも含めて車両を運転するときにはそういった十分な安全確認が必要であると思えますし、その点につきましては、職員へ注意、指導を行ったところでございます。

今回の損害賠償の額につきましては、公用車にかけております車両保険、対人、対物は無制限という保険の中での対応をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

議 長 (馬場久雄君)

8 番千坂裕春君。

8 番 (千坂裕春君)

そうすると、私が申し上げた十分な注意をしていなかったということに対してだと、保険の適用はいかかなものかという認識に立っているところです。また、全員協議会で説明を受けたところ、同乗者もいたと思われませんが、その同乗者がそういった運転

手側ですけれども、接触に対する注意喚起とか、そういったものができる状態じゃなかったのか、お聞かせください。

議 長 （馬場久雄君）

まちづくり政策課長小川 晃君。

まちづくり政策課長 （小川 晃君）

千坂議員のご質問にお答えをいたします。

当日宮城大学でのセミナーに参加をするために当課の職員が2名出張をいたしたところでございます。運転手のほかにもう1名助手席に同乗しておりました。運転手の安全確認も不十分であったとっておりますし、同乗者についてもその点確認が不十分であったというふうに思っております。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

よろしいですか。ほかに質疑ございますか。17番中川久男君。

17 番 （中川久男君）

額を定め和解すること、先般もその話で示談の交渉がおくれたと、やっぱり担当課としては皆同じなんですけれども、助手席に乗っておられたと、両方で気をつけなくてはいけないんですね。我々事業をやっている側も、バスを見たらバックするのなら、後ろを見てやると。そういうような逆に二人でいると、あはは、おほほとさわるときがあるんですよ。ぜひ、同乗する方も一緒になって安全運転に努めてください。

以上です。

議 長 （馬場久雄君）

答え要りますね。まちづくり政策課長小川 晃君。

まちづくり政策課長 （小川 晃君）

それでは、中川議員さんのご質問にお答えをいたします。

確かに、同乗者も含めまして安全確認を行って、安全運行に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

議 長 (馬場久雄君)

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第46号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。休憩時間は10分間とします。

午後3時13分 休 憩

午後3時22分 再 開

議 長 (馬場久雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第26「同意第3号 監査委員の選任について」

議 長 (馬場久雄君)

日程第26、同意第3号 監査委員の選任についてを議題とします。

10番今野善行君の退場を求めます。

〔10番今野善行君退場〕

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

同意第3号でございます。別冊の議案書をお開き願います。

同意第3号でございます。

監査委員の選任についてでございます。下記の者を監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

住所につきましては、大和町小野字後藤21番地の15。氏名、今野善行氏。生年月日、昭和25年7月8日でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

議長（馬場久雄君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これから同意第3号を採決します。

この採決は、会議規則第82条の規定により、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は、私を除いて16名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に5番槻田雅之君、6番門間浩宇君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と記載し、反対の方は「反対」と記載願います。白票は、反対とするものとします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

配付漏れなしと認めます。

立会人に投票箱の点検をお願いします。

異状ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

5番槻田雅之君及び6番門間浩宇君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

投票の結果を報告します。

投票総数 16票

うち

有効投票 15票

無効投票 1票です。

有効投票のうち

賛成 14票

反対 1票

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、本件は原案について同意することに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

10番今野善行君の入場を求めます。

〔10番今野善行君入場〕

今野善行君が入場いたしましたので、議長から投票の結果を申し添えさせていただきます。

投票の結果、賛成多数で今野善行君の監査委員就任が確定いたしましたので、ご報告いたします。

日程第27「議会活性化調査特別委員会の設置」

議長（馬場久雄君）

日程第27、議会活性化調査特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りします。

大和町議会委員会条例第5条第1項の規定により、議会活動の活性化に関する調査研究のため、議長を除く17名でもって構成する議会活性化調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査が終わるまで閉会中も継続調査とすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本案については、議長を除く17名で構成する議会活性化調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査が終わるまで閉会中も継続調査とすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩します。

休憩中に全員協議会を開催し、議会活性化調査特別委員会の正副委員長の選任をいたします。

午後3時35分 休 憩

午後3時36分 再 開

議 長 (馬場久雄君)

再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会活性化調査特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、報告いたします。

委員長に堀籠英雄君、副委員長に平渡高志君、以上のとおり選任されました。

日程第28「指定廃棄物の最終処分場建設に関する調査特別委員会の設置」

議 長 (馬場久雄君)

日程第28、指定廃棄物の最終処分場建設に関する調査特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りします。

大和町議会委員会条例第5条第1項の規定により、指定廃棄物の最終処分場建設に関する調査研究のため、議長を除く17名でもって構成する指定廃棄物の最終処分場建設に関する調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査が終わるまで閉会中も継続調査とすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本案については、議長を除く17名で構成する指定廃棄物の最終処分場建設に関する調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査が終わるまで閉会中も継続調査とすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩します。

休憩中に全員協議会を開催し、指定廃棄物の最終処分場建設に関する調査特別委員会の正副委員長を選任いたします。

午後3時38分 休 憩

午後3時39分 再 開

議 長 (馬場久雄君)

再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

指定廃棄物の最終処分場建設に関する調査特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、報告いたします。

委員長に大須賀 啓君、副委員長に高平聡雄君、以上のとおり選任されました。

日程第29「議員の派遣について」

議 長 (馬場久雄君)

日程第29、議員の派遣についてを議題とします。

会議規則第129条第1項の規定により、お手元に配付しましたとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、議員の派遣については、お手元に配付したとおり、派遣することに決定いたしました。

追加日程第1「所管事務調査の申し出について」

議 長 (馬場久雄君)

追加日程第1、所管事務調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第73条の規定により、お手元に配付しました申し出書のとおり、閉会中の調査の申し出があります。各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成28年第2回大和町議会臨時会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

午後3時41分 閉 会

上記会議の経過は事務局長浅野喜高の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名する。

臨時議長

議 長

署名議員

署名議員